

1. 件名：検査制度見直しに関する電気事業連合会等との面談
2. 日時：平成31年2月7日（木）10：10～11：35、13：30～14：35
3. 場所：原子力規制庁13階会議室C
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課 古作課長補佐、高橋課長補佐
実用炉監視部門 小坂企画調査官
実用炉審査部門 義崎管理官補佐、宮本管理官補佐、照井安全審査官、田尻安全審査官
核燃料施設等監視部門 江田原子力運転検査官
東京電力ホールディングス(株)
原子力安全・統括部 原子力保健安全センター 主査 他4名
中部電力(株) 原子力本部
原子力部 品質保証グループ 専門課長 他3名
関西電力(株) 原子力事業本部
保修管理グループ チーフマネージャー 他7名
中国電力(株) 電源事業本部
放射線安全グループ マネージャー 他1名
九州電力(株) 原子力発電本部 品質保証グループ 課長
電源開発(株) 原子力技術部 安全総括室 課長
電気事業連合会 原子力部 副長 他4名

5. 要旨

- (1) 電気事業連合会から、配布資料(1)によってこれまでに検討してきた保安規定の記載拡充事項の全体像をとりまとめた資料の提示があった。
- (2) 電気事業連合会から、配布資料(1)の資料②に基づき、運転管理に関する保安規定の記載方針及び定期事業者検査とサーベイランスの位置付けについて説明があった。
原子力規制庁から、配布資料(4)の「(3)運転管理等」に記載のとおり、サーベイランス試験等の位置付けを踏まえて、サーベイランス試験によって要求される機能について、必要な条件で十分な性能を発揮できるかどうかを確認するものとして体系的に保安規定等を整備するよう電気事業連合会に対して検討を求め、検討状況を面談で共有するとともに、検査制度の見直しに関するワーキンググループで議論するこ

とした。

- (3) 電気事業連合会から、配布資料(4)の「(4) 防災・非常時対応」に記載の運転員等の操作や作業員による処置などの対応に関する要求事項の整理について、配布資料(1)の資料③では必要に応じて現行保安規定等を用意しており、配布資料(2)に基づき、新規制基準適合性審査の対象となる保安規定における整理状況の説明があった。

原子力規制庁から、本件は核燃料施設等も含めて要求事項の体系的な整理が課題と考えている旨を伝え、配布資料(2)でなされている整理を参考に検討していくこととした。

- (4) 電気事業連合会から、配布資料(1)の資料⑧に基づき、放射線管理に関する現行の保安規定の記載例の提示があり、配布資料(4)の「(5) 放射線管理」の記載について質問があった。

原子力規制庁から、原子炉施設と核燃料施設とで要求事項の体系が異なっている点の実情を確認するとともに、ALARAについては、事業者によっては規制要求でないとの誤った認識をもっている場合もあるので、保安規定において、総論的な記載だけでなく、放射線管理等の中できちんと記載するよう求めることを検討している旨説明した。

- (5) 電気事業連合会から、配布資料(1)の資料⑦に基づき、事業所外廃棄に関する保安規定の記載方針について説明があった。

原子力規制庁から、本件については、平成30年11月9日の面談で、埋設する廃棄物の記録作成について検査としての位置付けを明確にすることや、輸入廃棄物についての検査の体系を整理することを求めており、保安規定での記載及び具体的な運用方法について引き続き検討するよう求めた。

- (6) 電気事業連合会から、配布資料(1)の資料①に基づき、品質マネジメントシステムに関する保安規定の記載方針について、基準規則や解釈の案の見直し等への対応や検討している改善措置活動(CAP)の保安規定上の取扱いを引き続き検討していく旨の説明があり、引き続き面談等で状況を共有することとした。

- (7) 電気事業連合会から、配布資料(1)の資料⑨及び配布資料(3)に基づき、コンフィギュレーション管理を含めた施設管理に関する保安規定の記載方針について説明があった。

原子力規制庁から、コンフィギュレーション管理に関しては、保安規定上の記載に限らず、下部規程での記載も含め、コンフィギュレーション管理の3要素(設計要件、

施設構成情報、物理的構成)のそれぞれの取扱いを明確にし、各要素が効果的かつ効率的に明確化・連動できるように検討するよう求めた。

また、事業者検査における重要度に応じた対応については、立会の程度だけでなく、配布資料(1)の124ページでは事後検証可能性も踏まえて検査員の独立性の扱いも変えることとしていることから、原子力規制庁から、検査実施責任者の「判定」の行為と検査員の行為の整理も含めて、引き続き検討するよう求めた。

さらに、第N条7.1(4)での試験の規定については直上の(3)の点検等と重複するため、7.2の設計及び工事の計画での取扱いも踏まえて、電気事業連合会で試験等の記載について引き続き検討することとなった。

- (8)平成31年1月25日の面談における配布資料(1)の資料④、⑩の説明を踏まえた意見交換により配布資料(4)の「(6)核燃料物質等の運搬・貯蔵」及び「(8)その他」に関する追加の論点がないこと、配布資料(1)の資料⑤、⑥については配布資料(4)において追加の論点がないことを確認した。

6. 配布資料

- (1) 実用発電用原子炉において検討中の保安規定について(電気事業連合会資料)
- (2) 高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料[上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針](火災、内部溢水、火山影響 抜粋)(電気事業連合会資料)
- (3) 前回面談におけるご指摘事項への対応(施設管理、CM)(電気事業連合会資料)
- (4) 保安措置要求事項及び保安規定記載要求事項に関する論点(原子力規制庁資料)
(<https://www2.nsr.go.jp/data/000259366.pdf>)